

## 【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	浜田市の考え方
1	1	(前文)	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等…」</p> <p>◆正式名称だけ記載してあり、通称名がないため、正式名称名と通称名が違う法律であるように受け取ったので、併記して欲しい。</p>	条例では正式名称での表記とし、解説や周知の際に用いる資料等では通称名を併記して広報に取り組んでまいります。
2	1	(前文)	<p>「浜田市は、近世以降、日本海交易の中心地の一つとして、他の地域と結びつき、多くの人々との交流を通して多様な文化を取り入れながら発展してきた都市です。」</p> <p>◆この記述ならば、浜田地域での〈多くの人々との交流を通じて多様な文化を取り入れながら〉という特質が、近世以降に発生したとの印象を与えていた。記述するならば、古代には石見国国衙の存在し、他地域、あるいは他国からの産物（陶器や）が発掘されており、また、中世においては周布氏による日本海交通の存在に触れる必要だと思える。</p> <p>◆この記述は、解説にあるように外の浦などが日本遺産として登録されている事柄を強調するために用いられているようにみえ、それならば、この条例案に必要なことであるかどうかは判断に苦しむ。</p>	<p>ご意見とおり、当市の特質が近世以降に発生した印象を与えるため、「近世以降、」の部分を削除します。</p> <p>浜田市の歴史において、地域外との交流は非常に重要です。これまで重ねた特質を踏まえて用いております。</p>

## 【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
3	1	(前文)	<p>性の多様性など幅広い視点から人権尊重のまちづくりの条例ができたことはよいこと思います。条例に至る背景の記述のなかで、子どもが権利の主体として、人権を尊重されてこなかったこともできれば入れていただきたいと思いました。すべての市民を対象としている、今回のパブコメ募集は子どもたちにも伝わっているでしょうか。子どもの意見を聞くことを怠っていませんか。とりわけ子ども時代は、成人とは異なり成長発達過程にあることを踏まえるといじめはやめようという指導的な表現にとどまらない、権利を守る立場として、自治体や大人の応答責任、説明責任、そして子どもの声を聞く力の必要性を感じているからです。</p>	<p>条例に至る背景では、浜田市市民意識調査で特に関心が増えている近年新たに生まれた人権課題を記載しております。</p> <p>また、パブリックコメントの募集が子どもたちに伝わっているかという点については特段の把握を行っておりませんが、パブリックコメントの実施に当たり、子どもたちが日常出入りする浜田市立中央図書館に資料を設置しておりました。</p>

## 【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
4	2	(第3条) 基本理念	<p>第3条</p> <p>「全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという考え方の下、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、<u>共に支えあう心の醸成</u>に努めることにより行わなければならない。」</p> <p>◆この記述の中で、下線部に〈思いやりや心がけ〉的な発想、すなわち心の問題として捉えられているように感じます。多様性を認めたり、他人の個性を尊重するためには、認めたり尊重する主体の変革を必要とします。これは、主体が今まで培ってきた考え方及び生き方の変革を迫ってくるものです。これには主体の心だけではなく行動あるいは考え方の醸成まで及んでくると思っています。それゆえ〈共に支えあうこころの醸成〉という言葉が、意識の表層だけを指しているように思われます。</p>	<p>本条では人権尊重のまちづくりを推進するための basic concept として共に支えあう心の醸成に努めることを規定しております。この理念にのっとり第6～8条で「市」「市民」「事業者」の責務を規定し、人権施策の実施や協力に努めること等を定め行動や考え方につれております。</p>
5	2	(第4条) 差別及び人権を侵害する行為の禁止	<p>第4条</p> <p>「…次に掲げる行為をしてはならない。」</p> <p>◆理念法を具体的な対策につなげていく今後の推進計画の提示を望みますが、この条文にある禁止行為を行った場合のその後の対応についてはどうなっているのでしょうか。</p>	<p>差別的行為や人権を侵害する行為は多様です。発生した事案に応じて関係機関と連携し、対応を行います。被害を受けた方には適切な支援を行います。また、発生した原因を分析し以後同様の事案が発生しないよう啓発を行います。</p>

## 【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
6	3	(第 9 条) 人権施策の推進 (第 10 条) 相談体制の充実 (第 11 条) 浜田市人権尊重推進委員会の設置 (第 12 条) 委員会の委員	<p>この条例は全般的に理念条例的なもので、9 条から 12 条にかけて、基本計画や浜田市人権尊重推進委員会の設置などの記述にあるように、この理念を実現するための、更なる戦略と評価検証が不可欠でしょう。検証は基本計画に基づきつつ、より具体的な推進計画にアウトプット、アウトカムを設けて行うべきものと考えます。</p> <p>私ども子どもの権利の実現に向けて動いている団体としては、本条例に紐づく基本計画に包含して終わるのでなく、国連児童の権利に関する条約や今年 4 月から開始されるこども家庭庁、こども基本法、そして今後提出されるこども大綱にのっとり、子どもの意見を聴き、子どもの権利条例の策定と推進計画、検証のしくみづくりを強く望んでいます。今回の条例で子どもに関してのみ詳細に触れるることは求めませんが、この条例に紐づき、網羅的な基本計画をつくるだけではなく、子どもについては別途条例をつくり、計画検証を重ねることを強く望みます。</p> <p>また、浜田市人権尊重推進委員会の設置も子どもの権利庇護委員会を包含するのではなく、別途設置が必須と考えています。</p>	<p>制定後は現在の浜田市人権教育・啓発推進基本計画を基本計画として人権施策を推進します。この計画は定期的に改訂しております。次回策定時では、浜田市人権尊重推進委員会においてアウトプット、アウトカムの導入を検討したいと思います。</p> <p>なお、ご提案の子どもの権利条例の策定等については、市民団体による動きのほか、市議会議員で組織される議員連盟も発足しておりますのでその動きを注視してまいりたいと思います。</p> <p>市としましても、子どもの権利を保障することは大切であると認識しており、条例制定は、市の考え方を広く市民に周知する有効な手段の一つであると思いますので制定の是非について研究する必要があると考えています。</p> <p>(用語説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトプット 事業の具体的な活動量や活動実績を諮る指標。</li> <li>・アウトカム 事業の成果を諮る指標。(事業実施による効果や効用、行動変容)</li> </ul>

## 【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
7	3	(第 9 条) 人権施策の推進 (第 10 条) 相談体制の充実 (第 11 条) 浜田市人権尊重推進委員会の設置 (第 12 条) 委員会の委員	<p>またこれまで、浜田市人権尊重推進委員会に類似した委員の設置と実態はどうでしたでしょうか。市長から委員に対してどのような諮詢を受けてきましたでしょうか。また、委員自らが、今回の条例 11 条 2 項にあるような基本計画を検証し、及び評価し、市長に意見を述べる機会をもってこられたでしょうか。あて職的な委員会はややもすると形骸化しやすい面もあり、実態が気になるところでもあります。</p> <p>(個別の人権相談には尽力されていると想像しておりますが、実績に触れる時間が取れませんでしたので、誤った認識であればお許しください。)</p> <p>人権尊重のまちづくりは、スローガンだけでは実現しません。子どもも大人もすべての人が当事者となって、たゆまない努力が必要です。そのためにも学びがとても大事です。ことに子どもの権利の普及、実現をどうかよろしくお願ひいたします。</p>	<p>これまで浜田市人権尊重推進委員会に類似した委員の設置として浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会が設置されておりました。これは、浜田市人権教育・啓発推進基本計画の策定に関して、広く市民の意見を聴取するために設置しておりましたが諮詢機関ではなく、諮詢・答申はされておりません。また、基本計画の検証、評価、市長への意見を述べることはありませんでした。</p> <p>条例案でお示しした浜田市人権尊重推進委員会は、基本計画にかかる諮詢、検証、評価及び市長への意見を述べることができる規定をしております。</p>

## 【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
8	3	(第 9 条) 人権施策の推進 (第 10 条) 相談体制の充実 (第 11 条) 浜田市人権尊重推進委員会の設置 (第 12 条) 委員会の委員	多様性を尊重する社会の流れのなか、全ての人々に等しく尊重される基本理念のもと人権のまちづくり条例ができたことは良いことだと思います。理念条例に終わることなく、第 9 条以降の基本計画～浜田市人権尊重推進委員会の設置については、より具体的な推進計画と評価の仕組みが欲しいと思います。人権尊重推進委員の選任も人権に関する有識者だけではなく多様な人材を巻き込み、有識者と市民と行政が協働した人権を尊重するまちづくりを行なって頂きたいと思います。	推進計画と評価の仕組みについては、浜田市人権尊重推進委員会と検討したいと思います。 また、今回設置する浜田市人権尊重推進委員会の委員は「人権施策に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者」としており、人権課題に関する各分野に造詣のある方を構成員に選定します。 併せて、ご意見をいただきましたとおり協働した人権を尊重するまちづくりに努めます。

## 【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
9	3	(第 9 条) 人権施策の推進 (第 10 条) 相談体制の充実 (第 11 条) 浜田市人権尊重推進委員会の設置 (第 12 条) 委員会の委員	<p>全ての人という言葉には子どもも含まれているわけですが、私は子どもについては子どもに特化した『子どもの権利条例』が必要と考えています。国連の子どもの権利条約や日本の各自治体においての子どもの権利条例については、人権に関わる行政機関の皆さまはご存知の事と思います。4月からこども家庭庁が開始され、こども基本法そしてこども大綱に基づき、こどもや家庭に関わる様々な取り組みが自治体単位で展開されていきます。子どもは最も権利が侵害されやすい存在であることは今日の日本においても同じです。浜田においてもよそ事ではありません。国のことこども基本法があるからよい…ではなく、現場である自治体のこども施策のあり方が重要だと考えます。この度の人権を尊重するまちづくり条例に續いて、子どもの権利条例が浜田にも作られ、その条例に基づいて市民と行政、子どもに関わる機関の人々が繋がり子どもに関わり、こどもにやさしいまち浜田=すべての人にやさしいまち浜田となることを強く望みます。</p>	<p>子どもの権利条例の策定等については、市民団体による動きのほか、市議会議員で組織される議員連盟も発足しておりますのでその動きを注視してまいりたいと思います。</p> <p>市としましても、子どもの権利を保障することは大切であると認識しており、条例制定は、市の考え方を広く市民に周知する有効な手段の一つであると思いますので制定の是非について研究する必要があると考えています。</p>

## 【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
10	3	(第 11 条) 浜田市人権尊重推進委員会の設置	<p>第 11 条</p> <p>「…浜田市人権尊重推進委員会を置く。」</p> <p>◆第 12 条 2 項に委員の資格が記載されていますが、この中に人権を侵害されている当事者を入れて頂きたいし、委員資格の中にその人数を明記して頂きたい。</p> <p>（「浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会」と、「浜田市人権尊重推進委員会」とは別組織だと思っています。）</p> <p>〈差別する人がいるから差別がある。〉ならば、差別されている当事者でないと、差別は分からぬ。差別した人の言い訳として「差別するつもりはなかった。」「悪意はなかった。」という文言を聞く。やはり、差別は無意識（悪意ではなく）に発生し、差別事象は差別された人が判断します。言動に差別があるかないかということは、差別されている人々から指摘されて気づくことが多いというのは、経験としてあるはずです。それゆえ、障害を持つ人、本邦外出身の人、性的マイノリティの人、女性、被差別部族の人などの社会的マイノリティの方を委員として参加していただき、差別とは具体的に何か、それを解消していくための手立てが考えられた文言をこの条例に入れて頂きたい。</p>	<p>当事者の意見を施策に推進することは有意義なことと考えます。今回設置する浜田市人権尊重推進委員会の委員は「人権施策に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者」としており、人権課題に関する各分野に造詣のある方を構成員に選定します。</p> <p>委員資格の人数の明記は、委員の選定時の情勢を踏まえた検討が必要であるため委員の総数を既定し、個別の人数は記載しません。</p> <p>委員の構成は規則で定めますが、委員会で委員外の者を会議に出席いただき、意見を聴く体制を整備したいと考えております。</p>

## 【浜田市人権を尊重するまちづくり条例】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	対応（案）
11	-	条例全般	<p>◆浜田市の人権問題を解決していく条例ならば、浜田市の人権状況の分析が必要でないでしょうか。この現状分析という作業が行われているとは思うけれど、総ての人権課題を解決していくことは、何も解決しないことと同じである。それゆえ、現状の浜田市で特に力を入れる人権課題を解決していく方が、現実的ではないだろうか。これが現状分析を行う理由の一つであると思う。</p>	<p>令和2年度に「人権問題に関する市民意識調査」を行いました。この調査では、平成27年度と比較すると「今の社会は人権が尊重されていると思いますか」という問に対し「どちらかといえばそうは思わない」という回答が増えました。また、関心のある人権課題として「インターネットやSNSなどによる人権侵害」が最も多く選択されました。今後も市民意識調査による現状分析を行い、市として力を入れて取り組む人権課題を設定したいと思います。</p>
12	-	その他	<p>資料2の解説について</p> <p>◆この解説は分かりやすいので、ぜひ本文と一緒に掲示して頂きたい。その際、専門用語や難解な語句は平易で理解しやすい表現した文章をお願いします。</p>	<p>解説について評価いただきありがとうございます。ご意見を踏まえ、周知の際には条例と合わせて提示したいと思います。</p>